



かわぐちかずお
川口和雄



しんわかい
津和会

賦課限度額を取り払い保険料の公平な負担を

問 国民健康保険の賦課限度額が引き上げられるが、そもそも賦課限度額は、高所得層への軽減措置であると私は思っている。軽減された分が、低中所得層の保険料に上乗せして賦課されることは、負担の公平性の観点から見ると、不公平だと考える。国保を社会保障と考えるのであれば、賦課限度額を取り払い、青天井にした方が、公平な負担になると考えるが、どうか。

制度の円滑な運営のため一定の限度を設定

答 社会保険方式を採用する医療保険制度では、保険料負担は受益との関係において、被保険者の納付意欲に与える影響や、制度および事業の円滑な運営を確保する観点から、被保険者の保険料負担に一定の限度を設けることとしている。

高齢化の進展等により医療給付費等が増加する中、賦課限度額を引き上げずに、保険料の引き上げにより、必要な保険料収入を確保することとすれば、高所得層の負担は変わらず、それ以外の所得層の負担が重くなる。

賦課限度額の引き上げで、高所得層に、より多く負担いただくことになるが、所得による負担の公平性は確保される。

●その他の質疑・質問●

- 不納欠損に至るまでの法的措置は厳格に対応しているのか
- 累積滞納額と滞納整理について
- 資格証明書所有者の受診率の推移は



▲制度設計の見直し等による安定的な国保運営の実現を



あおやまのりたけ
青山昇武



こうめいどうぎいんだん
公明党議員団

津市の犯罪被害者等支援条例を制定すべき

問 犯罪被害者などを取り巻く環境は大変厳しく、直接的な被害に加え、捜査への協力やけがの治療のほか、行政手続きや裁判への参加など、時間的、経済的な負担により、普段どおりの生活を送ることが困難になる。また、犯罪に遭ったことで、近所や職場・学校での心ない言葉に、苦しむことも少なくない。津市の条例で、被害者の生活を守るべきと考えるがどうか。

近隣他市などを参考に条例化に取り組む

答 現在は、昨年4月に施行された三重県犯罪被害者等支援条例に基づき、犯罪被害者などが受けた被害の早期回復および軽減、生活の再建に対する支援を、県と連携しながら行っている。

しかし、犯罪被害者やその家族が市民であった場合に、その痛みに寄り添い、生活をサポートする個別の仕組みを設けるには、独自に条例を制定していかなければならないと考えている。

昨年10月に、四日市市が独自に犯罪被害者等支援条例を制定したことから、それをひとつの参考にしつつ、令和2年度に、有識者の意見を聴きながら、条例化に向けて取り組んでいく。

●その他の質疑・質問●

- 商店街の空き店舗解消への補助事業の改正内容は
- 企業版ふるさと納税について
- 津市として医療用ウィッグ購入時の助成金制度を作るべき
- 財源確保のため、公共駐車場へ企業広告を取り入れては
- 基盤的防災情報流通ネットワークの情報共有を
- 消防本部と建設部にドローンの配備をすべき など



▲治療期の患者を応援する医療用ウィッグ